

広島県告示第千四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年八月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
本谷地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成十二年六月一日広島県告示第五百八十七号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域。  
ただし、標柱一号及び二号は、告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とする。

郡市・区		庄原市	
町		口和町	
大字		金田	
字		本谷	
地番	標柱番号	甲三〇九番三	標柱一号
		五二三一番二	標柱二号
		五二二四番五	標柱三号
		三一一番二地先水路敷	標柱四号
		三一一番四	標柱五号